

指宿市学校跡地利活用等基本方針 (案)

令和4年 月

指宿市

【目次】

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1 基本的な考え方	・・・・・・・・・・	2
(1) 指宿市公共施設等総合管理計画との整合性		
(2) 地域の意向を踏まえた利活用		
(3) 学校跡地の利活用等を検討する際の4つの視点		
2 学校跡地利活用等の検討の手順	・・・・・・・・・・	4

はじめに

全国的に少子化や人口減少が進む中、本市においても児童・生徒数の減少によって望ましい学校規模での充実した教育活動を維持していくのは厳しい状況であり、学校の統廃合は今後も避けて通れない喫緊の課題となっています。さらに、学校としての役割を終えた敷地や施設（以下「学校跡地」という。）について、有効的に利活用できるのかどうか具体的な検討に取り組んでいくことが、新たな課題となっています。

学校跡地は、市場性や利便性、また地域の特徴などを踏まえながら、市全体のまちづくりの方向性と整合を図り、どのように利活用できるのかを考えていく必要があります。また、学校跡地は地域の活動やコミュニティの形成を支える中心的な場所に位置しており、地域住民の愛着や関心が高く、災害時の避難場所としての役割も担ってきたことから、慎重に検討を進めることも必要となっています。

その一方で、学校のほとんどが昭和 30 年から昭和 40 年代の児童生徒数のピーク時に整備されているため、規模が大きく、施設の老朽化も進んでいます。そのため、一般的には、他の施設へ用途変更するには多額の費用が必要となり、また、維持管理していくにも多額の経費が必要になるという現実もあります。

こうした施設の現状や課題を十分に把握した上で、将来的にも安定した財政運営を図りつつ、地域活性化につながるような学校跡地の利活用等を含めた、今後の在り方について検討していく必要があることから「指宿市学校跡地利活用等基本方針」として基本的な考えを示し、今後、本方針をもとに、具体的な内容を検討していきます。

Ⅰ 基本的な考え方

学校跡地については、地域の意向を踏まえながら、それぞれの施設の老朽度、周辺施設も含めた立地や現在の利用状況等といった公共施設のマネジメントの観点、地域活性化や地域経済に資する利活用が可能かどうか、同時に、財政上の課題等を考慮し、全市的な視点から、次の(1)~(3)を踏まえ、市としての基本的な考え方を示し、利活用等の検討を進めていきます。

検討の結果、利活用が困難と考えられる施設は、解体・撤去することを含めて、その方向性を定めていきます。

(1) 指宿市公共施設等総合管理計画との整合性

利活用等の検討に当たっては、指宿市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設マネジメントの基本方針との整合性を図りながら、今後の財政状況の中・長期的に見通し、公共施設等の適正化を検討していきます。

《公共施設マネジメント基本方針》

方針1 公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図ります。

方針2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図ります。

方針3 公共施設等の効率的な管理運営を目指します。

(2) 地域の意向を踏まえた利活用

学校は、地域コミュニティや地域活動を支える中心的な場を担ってきた経緯を踏まえ、地域の意向に配慮した利活用を目指します。

特に、運動場や体育館は地域の防災拠点としての役割を担っていることから、災害時の避難所としての機能を維持することとし、民間事業者等の利活用に伴い学校跡地を売却又は貸付等をする場合においては、地域防災への協力を可能な限り求め、防災機能の確保に努めます。

ただし、民間事業者等の利活用の状況において、防災拠点としての活用が困難な場合は、代替の避難所を設けるなど、地域の理解を得るよう努めます。

(3) 学校跡地の利活用等を検討する際の4つの視点

① 地域による利活用方策の検討

区、地区又は自治会等が地域振興に寄与する事業を行うため、地域による利活用方策を検討します。なお、事業内容の実現性や継続性などを十分精査した上で判断します。

② 行政による利活用方策の検討

地域の活性化や防災対策などの目的で利用するなど、行政による利活用方策を検討します。

③ 民間事業者等による利活用方策の検討

サウンディング型市場調査等を行い、市の課題解決や地域の活性化、重要施策の実現に寄与することに加え、民間事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととも
に市や地域への貢献度などを考慮し、検討します。

④ 利活用が困難な施設の解体・撤去等の検討

地域や行政での利活用が困難であり、かつ、民間事業者等による利活用も見込めな
いと考えられる施設や老朽化等により安全上問題がある施設等は、解体・撤去するこ
とを検討します。解体・撤去後、更地となる跡地については、公共的な利用、又は民
間事業者等への売却、有償貸付等を検討します。

2 学校跡地利活用等の検討の手順

学校跡地の利活用等に関する検討手順は、原則次のフロー図のとおりとします。

なお、全市的な視点から、有効活用が見込まれる場合には、ステップ①からステップ③に限ることなく、柔軟な検討に努めます。

